

# 兵庫県公報

平成24年3月21日 水曜日 第4号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則の一部を改正する規則（市街地整備課）	1

## 公布された法令のあらまし

●特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則の一部を改正する規則（規則第4号）  
租税特別措置法の一部改正により、特定民間再開発事業の施行による中高層耐火建築物への買換え等を行った場合の課税の特例のうち、法人税の特例及び買換え資産を個人の事業の用に供する場合における所得税の特例が廃止されたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年3月21日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第4号

#### 特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則の一部を改正する規則

特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則（昭和61年兵庫県規則第37号）の一部を次のように改正する。

本則（第3条第2項を除く。）及び様式（様式第2号を除く。）中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第1条中「並びに第39条の7第9項及び第11項」を削る。

第2条第1項中「又は第39条の7第9項」を削り、同条第2項第1号中「又は第65条の7第1項の表の第14号」を削り、同項第6号中「の規定による確認済証の写し又は同法第18条第3項の規定による確認済証の写し」を「又は第6条の2第1項の規定による確認済証の写し（同法第18条第3項の規定による確認済証の写しを含む。）」に改め、同項第8号中「第12条の5第2項第3号」を「第12条の5第2項第1号」に改める。

第3条第1項中「又は第39条の7第11項」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の申請書には、戸籍謄本、住民票の写し、身体障害者手帳の写しその他の申請者等の年齢又は身体上の障害を証する書類を添付しなければならない。

第5条第2号中「地区外転出事情（法第37条の5第5項又は第65条の7第1項の表の第14号に規定するものをいう。）」を「法第37条の5第5項に規定する特別な事情」に改める。

様式第1号中 「第25条の4第2項  
第39条の7第9項」を「第25条の4第2項」に、「建築確認通知」を「確認済証」に改

め、同様式備考8を削る。

「(地区外転出者) 住所(法人にあつては、所在地).....  
氏名(法人にあつては、名称及び代表者)..... 印  
様式第2号中 電話( ) ..... 番 号  
(建築主) 住所(法人にあつては、所在地).....  
氏名(法人にあつては、名称及び代表者)..... 印」

「(地区外転出者) 住所.....  
 氏名.....  
 電話(.....).....番 には、  
 (建築主) 住所(法人にあつては、所在地).....  
 氏名(法人にあつては、名称及び代表者).....」

16項 } を「第25条の4第16項」に、「建築確認済証」を「確認済証」に、「なつている」を「なつて」に、  
 11項 }  
 に、

「

地区外転出事情の内容	租税特別措置法施行令 <ul style="list-style-type: none"> <li>第25条の4第16項             <ul style="list-style-type: none"> <li>第1号</li> <li>第2号</li> </ul> </li> <li>第39条の7第11項</li> </ul>	租税特別措置法施行規則	第18条の6第3項 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1号</li> <li>第2号</li> </ul>	第18条の6第4項 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1号</li> <li>第2号</li> <li>第3号</li> </ul>
			第22条の7第2項 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1号</li> <li>第2号</li> <li>第3号</li> </ul>	
	具体的な理由			

を  
「

地区外転出事情の内容	1 租税特別措置法施行令第25条の4第16項 2 租税特別措置法施行規則第18条の6第3項第1号 3 租税特別措置法施行規則第18条の6第3項第2号 具体的な理由
------------	--

に改め、同様式備考2を次のように改める。

2 地区外転出事情の内容の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第3号中 「第25条の4第2項」を「第25条の4第2項」に、「建築確認済証」を「確認済証」に改める。

様式第4号中 「第25条の4第16項」を「第25条の4第16項」に、  
 「2 地区外転出事情該当条項」  
 租税特別措置法施行  
 租税特別措置法施行

令第 条第 項第 号 を「2 地区外転出事情該当条項」に、「建築確認済証」を「確認済証」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第82号)附則第56条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる法人税に係る租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成23年政令第199号)第1条の規定による改正前の

租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の7第9項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の手續については、改正後の特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。